

北京、天津、上海、南京、蘇州、福州、広州、深セン、海南島 での外資独資病院の設立の試行許可について

商務部のウェブサイトによると、9月8日に商務部、国家衛生健康委員会、国家薬監局が医療分野での拡大開放試行作業に関する通知を発表しました。この通知は、党の二十届三中全会における自主的な開放拡大の決定を実施し、外国資本の導入を通じて中国の医療関連分野の高品質な発展を促進し、国民の医療健康需要をより良く満たすために、医療分野での拡大開放試行作業を行うことを示しています。

バイオテクノロジー分野では、本通知の発行日から、中国（北京）自由貿易試験区、中国（上海）自由貿易試験区、中国（広東）自由貿易試験区、及び海南自由貿易港において、外国資本企業が人体幹細胞、遺伝子診断および治療技術の開発と応用を行い、製品登録と生産に使用することが許可されます。登録・承認を受けたすべての製品は全国的に使用することが可能です。業務を行う外国資本企業は、中国の関連法規や行政法規を遵守し、人類遺伝資源管理、薬品臨床試験（国際多中心臨床試験を含む）、薬品登録、生産倫理審査などの要件を満たし、関連管理手続きを履行する必要があります。

独資病院の分野では、北京、天津、上海、南京、蘇州、福州、広州、深セン、及び海南全島で外国資本による独資病院（中医類を除く、公立病院の買収を含まない）の設立が許可される予定です。設立の具体的な条件、要件および手続き等は別途通知されます。

試行地区の商務、衛生健康、人類遺伝資源、薬品監督管理の主管部門は、役割に従って政策の広報活動を強化し、意欲のある外国資本企業との積極的な連携を強化し、サービスを提供する予定です。同時に、部門間の協議を強化し、各自の職責範囲内で法に基づいて試行企業を監督管理し、リスクの迅速な識別と効果的な防止をし、バイオテクノロジーおよび独資病院分野の拡大開放試行計画を着実に推進し、成果を確保してまいります。

上記内容についてのお問合せは、広州マイツまでご連絡ください。



WeChat アカウントはこちら